

流山市東部公民館指定管理者募集要項

流山市教育委員会

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	3
2	公募の概要	3
	(1) 施設の名称	3
	(2) 指定管理者の公募及び選定方法	3
	(3) 選考結果の通知	3
	(4) 承諾書の提出	3
	(5) 協定の締結	3
	(6) 問い合わせ先	3
3	管理を行わせる対象施設の概要	3
	(1) 名 称	3
	(2) 施設の概要	4
	(3) 施設内容	4
	(4) その他	4
	(5) 東部公民館の管理者	4
4	申請することができる者の資格（留意事項等を含む）	4
	(1) 応募者	4
	(2) 応募書類	5
	(3) 必要な資格	5
	(4) 留意事項	5
5	申請の方法及び公募に関する事項等	6
	(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール	6
	(2) 指定管理者の公募手続き	6
6	指定管理者に行わせる業務の範囲及び内容（詳細は仕様書参照）	7
7	指定管理者に行わせる管理の基準	7
8	指定管理者に行わせる管理の期間	7
9	管理を行わせる東部公民館の利用に係る利用料金に関する事項	7
10	指定管理者の選定の基準及び方法	7
	(1) 審査方法	7
	(2) 選定方法	7
11	経理に関する事項	7
	(1) 経費の支払い	8
	(2) 管理口座・経理区分	8
	(3) 流山市が支払う経費に含まれるもの	8
	(4) 収入として見込まれるもの	8
12	協定に関する事項	8
	(1) 基本的な考え方	8
	(2) 協定内容（概要）	8
13	事業の継続が困難となった場合の措置等	8
14	業務の委託等	9

1 5	課税に関する事項	9
1 6	その他	9
	(1) 移行準備業務	9
	(2) 指定管理者の印について	9

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設されました（地方自治法第244条の2）。従来、流山市の公の施設管理は、流山市、公共的団体及び流山市の出資法人に限定されていましたが、法改正により、広く民間の事業者も管理の代行ができるようになりました。

これにより流山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、流山市東部公民館(以下「東部公民館」という。)の管理代行をする指定管理者の候補者を募集します。管理運営について創意工夫のある提案を募ります。

2 公募の概要

(1) 施設の名称

流山市東部公民館

(2) 指定管理者の公募及び選定方法

指定管理者の公募は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて行い、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に従い、事業計画書等の提出によって実施します。

選定については、流山市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で、事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとします。

(3) 選考結果の通知

指定管理者の候補者の選考結果通知は、申請書類を提出した応募者すべてに対して速やかに通知します。

(4) 承諾書の提出

指定管理者の候補者は、選定委員会の決定通知を受けた後、教育委員会に承諾書を提出することになります。

(5) 協定の締結

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成20年12月議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、教育委員会からその旨の通知をします。

その後、包括的事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年次協定を締結するものとします。

(6) 問い合わせ先

流山市教育委員会生涯学習部公民館(流山市文化会館)

〒270-0176 流山市加1丁目16番地の2

電話 04-7158-3462

FAX 04-7158-3442

時間 午前9時から午後5時まで

3 管理を行わせる対象施設の概要

- (1) 名称 流山市東部公民館
(流山市立中央図書館東部分館との複合施設)

- (2) 施設の概要
- ア 敷地面積 1, 6 1 1 m²
 - イ 建築面積 6 6 7 m²
 - ウ 延べ床面積 1, 1 3 9 m²
 - エ 構造規模 鉄筋コンクリート造、地上2階
- (3) 施設内容
- 1階 第1会議室 (4 6 m² 3 6 人)
 - 第2会議室 (7 2 m² 4 8 人)
 - 調理実習室 (6 6 m² 3 0 人)
 - 図書館 (7 2 m²)
 - 2階 大会議室 (2 1 6 m² 1 6 2 人)
 - 第2会議室 (9 1 m² 6 0 人)
 - 第1和室 (1 5 畳 2 0 人)
 - 第2和室 (1 8 畳 2 0 人)
 - 控室 (6 畳 6 人)
- (4) その他 駐車場収容台数 2 2 台
- (5) 東部公民館の管理者 教育委員会

4 申請することができる者の資格（留意事項等を含む）

(1) 応募者

ア 応募資格

平成20年9月15日時点で、市内に事業所等がある特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（NPO法人）、民法（明治29年法律第11号）第34条に規定する法人（公益法人）、社会福祉法人並びに市内で活動している文化団体及び自治会（以下「法人等」という。）

※個人での応募は不可

イ 応募者の制限

法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員）が次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に該当する者
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に該当する者
- (ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5に該当する者
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていないもの
- (オ) 国税又は市税を滞納している者
- (カ) 暴力団及びその構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員をいう。）である者

- (キ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (ク) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は申請日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

(2) 応募書類

ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に定める関係書類（正本1部、副本9部）

ただし、別記1号様式「流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書」中の2関係書類のうち、以下の書類は、正本1部を提出して下さい。

- (ア) 法人にあっては登記簿謄本
- (イ) 印鑑証明
- (ウ) 納税証明書
 - ・法人市民税又は市県民税
 - ・消費税又は地方消費税
- (エ) 営業許可・認可等の証明書

イ 平成18年度の財政状況が把握できる書面（正本1部、副本9部）

(3) 必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用していること（取得又は雇用見込みを含む）。当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となる。

- ア 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定
- イ 建築物環境衛生一般管理業の登録
- ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格（再委託不可）

(4) 留意事項

ア 重複提案の禁止

応募一法人等につき、東部公民館に対する事業計画等の提案は一案とします。

イ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正は除く。）。

ウ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

エ 応募の辞退

応募を辞退する場合には、速やかに教育委員会に文書で辞退届けを提出して下さい。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者側の負担とします。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

(イ) 教育委員会は、必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(ウ) 応募書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。なお、応募書類は、個人情報に関する情報を除き、情報公開

の対象となります。

5 申請の方法及び公募に関する事項等

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ア 公募の告示 | 平成20年9月16日(火) |
| イ 公募要項等の配布 | 平成20年9月16日(火)から9月24日(水)まで |
| ウ 公募説明会 | 平成20年9月25日(木) |
| エ 事業計画書及び自主事業計画書等の提出 | 平成20年10月15日(水)まで |
| オ 審査(選定委員会の開催・面接を含む。) | 平成20年10月下旬 |
| カ 選定委員会の結果通知 | 平成20年11月上旬 |
| キ 承諾書の提出 | 平成20年11月上旬 |
| ク 指定管理者への指定通知 | 平成21年1月～2月 |
| ケ 指定管理者との本協定 | 平成21年4月1日 |

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項、申請書等の配布

募集要項等を平成20年9月16日(火)から9月24日(水)に配布します。ただし、やむを得ない事情により9月25日以降に配布した場合は、説明会、質問が受けられない場合があります。

- | | |
|----------------|---|
| (ア) 配布場所 | 問い合わせ先に同じ |
| (イ) 配布時間 | 午前9時から午後5時まで |
| イ 公募説明会 | 9月25日(木) 午前10時 流山市文化会館 |
| ウ 仕様書に関する質問の受付 | |
| (ア) 受付期間 | 平成20年9月26日(金)から9月29日(月)まで |
| (イ) 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| (ウ) 質問方法 | 上記問い合わせ期間内に指定の様式でFAX、持参、もしくは郵送して下さい(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。) |
| (エ) 回答方法 | 平成20年10月3日(金)(質問があった場合は、FAXで全応募者に回答します。) |

エ 提出書類の受付

必要な提出書類を以下のとおり受け付けます。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (ア) 受付締切 | 平成20年10月15日(水) 午後5時(持参提出)まで |
| (イ) 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| (ウ) 受付場所 | 問い合わせ先に同じ |

オ プレゼンテーションの実施

応募の動機や内容、取り組みなど、提出書類を参考に聴くプレゼンテーションを実施します。(出席者は各応募法人等2名以内)10月下旬を予定しており、詳細な日時及び場所は応募者に連絡します。

カ 選定結果の通知

選定結果については、全応募者あてに文書で通知します。平成20年11月上旬を予定しています。

キ 指定管理者との協定の締結

指定管理者の候補者を選定した後、承諾書を提出していただきます。その後議会の議決を経て、指定管理者として指定された法人等に対して、協定の締結についての協議を行った後、教育委員会と協定を締結します。

6 指定管理者に行わせる業務の範囲及び内容（詳細は仕様書参照）

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的及び第22条の事業を達成するために必要な業務
- (2) 東部公民館の予約に関すること。
- (3) 東部公民館の使用の許可及び利用料金の収受に関する業務
- (4) 東部公民館の維持管理に関すること。
- (5) その他東部公民館の管理運営に関し必要な業務

7 指定管理者に行わせる管理の基準

東部公民館に係る設置及び管理条例、規則等に基づくものとする。

8 指定管理者に行わせる管理の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

9 管理を行わせる東部公民館の利用に係る利用料金に関する事項

別表1

10 指定管理者の選定の基準及び方法

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、「流山市指定管理者制度導入にかかる指針」（平成16年11月施行）に基づき、選定委員会の審査により選定します。

(2) 選定方法

ア 事前に提出していただいた事業計画書（収支計画書を含む。）及び自主事業計画書（収支計画書を含む。）等の書類審査を行います。その後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施して決定します。面接の日時は、個々へ連絡します。

イ 選定の基準は次のとおりです。

(ア) 市民の平等な利用が確保されること。

(イ) 事業計画書等の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図れるものであること。

(ウ) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(エ) その他教育委員会が別に定める事項

11 経理に関する事項

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、流山市が支払う指定

管理料のほか、利用者が支払う利用料金の収入を、自らの収入とすることができません。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(2) 管理口座・経理区分

指定管理料及び東部公民館利用料金の収入は、指定管理者自体の口座とは別の専用の口座で管理するものとします。

また、指定管理業務に係る経理は、その他の業務に係る経理と区分して管理するものとします。

(3) 流山市が支払う経費に含まれるもの

ア 人件費

イ 事務費

ウ 管理費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費、環境整備費、施設内清掃費等）

(4) 収入として見込まれるもの

東部公民館利用料金

1 2 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定した後、承諾書を提出していただきます。その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定された法人等に対して、協定の締結についての協議を行った後、教育委員会と協定を締結します。協定書の発効は、平成21年4月1日とします。

(2) 協定内容（概要）

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の時間及び許可等に関する事項

ウ 施設の運営と事業計画書及び自主事業計画書に記載された事項

エ 利用料金に関する事項

オ 流山市が支払うべき経費に関する事項

カ 減免の取扱いに関する事項

キ 施設管理、環境整備、清掃等の施設管理に関する事項

ク 維持管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

ケ 指定の取り消し及び管理業務停止に関する事項

コ その他教育委員会が必要と認める事項

1 3 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めがない事項が生じた場合の措置について教育委員会と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

について教育委員会は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を取ることとします。
この場合、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。
また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、指定管理者の協定を解除できるものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

1 4 業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、公民館の管理に関する業務を委託する場合で、事前に教育委員会に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

1 5 課税に関する事項

法人等にかかる市民税、事業所税、指定管理者が設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となる場合があります。

また、NPOの行う事業についても課税対象となる場合があります。

詳細については、国税は税務署、県税は県税事務所、市税は流山市の税担当部署に確認すること。

1 6 その他

(1) 移行準備業務

指定管理者として指定された後、協定発効までの期間、移行準備業務について別途教育委員会と打合わせを重ねて、移行後、円滑な業務に移れるようにしていきます。

なお、貸し出し業務の予約については、あらかじめ教育委員会で予約を受け付けていきます。

(2) 指定管理者の印について

東部公民館の指定管理者としての印を、教育委員会で作成します。